

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省

【問い合わせ先】

- ・近畿運輸局 自動車監査指導部
(後藤、和田)
(電話) 06-6949-6449
- ・近畿運輸局大阪運輸支局 監査部門
(山崎、豊田)
(電話) 072-822-5254

令和6年1月11日

南海バス株式会社に車両停止命令

この度、下記の路線バス事業者に対して、大阪運輸支局が立ち入り監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより、令和6年1月11日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：南海バス株式会社（法人番号：4120001098852）
営業所名：東山営業所（大阪府堺市中区東山803番地）

2. 立入監査の実施日

令和5年4月21日

3. 監査の端緒

労働局からの通報

4. 行政処分（不利益処分）について

(1) 処分内容：道路運送法第40条に基づく輸送施設の使用停止処分
延べ20日間の事業用自動車使用停止処分
【4両×5日間】

(2) 行政処分の対象となった法令違反の内容

- ・乗務時間等告示の遵守違反（初違反）
(道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)

配布先
青灯クラブ
陸運記者会(ハイタク部会)